

令和7年度採用予定
会津若松市会計年度任用職員（補助員）
埋蔵文化財発掘に係る労務事務補助員
選考試験受験案内

この選考試験で募集する会計年度任用職員とは、地方公務員法に基づき採用される一会計年度（4月1日から3月31日まで）の範囲内の任期中で任用される職員です。勤務成績が良好な場合に限り、令和8年4月1日以降において、再度任用する場合があります。ただし、この場合の再度の任用は4回が限度となります。また、職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により職そのものが廃止になるときは、再度の任用はありません。

- 1 試験日 : 3月20日（木）
申込受付期間 : 2月27日（木）～3月13日（木）

- ※ 教育委員会文化課への持参による受付は8時30分から17時15分まで行います。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。
※ 郵送による申込み受付は、3月13日必着となります。

2 試験職種、採用予定人数、職務内容、任期

(1)試験職種、採用予定人数、職務内容

試験職種	区分	採用予定人数	主な職務内容
労務事務補助員	A(整理)	1名程度	主に遺物整理、報告書作成、その他埋蔵文化財発掘に関する業務

(2)任期

試験職種	区分	任期
労務事務補助員	A(整理)	令和7年5月1日から令和8年3月31日まで

3 受験資格

次の(1)から(2)までのすべての要件を満たす者

(1)次のいずれかに該当する者

- ア 日本国籍を有する者
- イ 出入国管理及び難民認定法別表第2に掲げる在留資格をもって在留する者
- ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法に定められている特別永住者

(2)次のいずれにも該当しない者

- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- イ 会津若松市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の方法及び内容等

試験種目	内容
経歴審査	労務事務補助員として必要な職務や経験等の有無についての審査
面接試験	労務事務補助員として必要な専門的知識の有無、資質を総合的に評価する試験

5 試験期日、試験会場及び合格者発表

試験種目	期日・時間・場所	合格者発表
経歴審査	事前提出	令和7年4月中旬(予定)に受験者全員に可否を通知します。
面接試験	令和7年3月20日(木) 午前9時～午後5時 ※時間は受付時に通知します 会津若松市役所追手町第二庁舎 教育委員会室	

6 受験申込方法

- (1)「受験申込書」、「受験票」に必要事項を記入し、会津若松市教育委員会文化課に提出してください。
- (2)郵送により受験申込をする場合は、封筒の表に「採用試験申込」と朱書きし、「受験申込書」、「受験票」及び「110円切手を貼った返信先明記の長型3号の封筒」を同封の上、会津若松市役所教育委員会文化課あてに送付してください。

※ 受験票を受領後、最近3ヶ月以内に撮影した本人の写真1枚(上半身、脱帽、正面向、縦4cm、横3cm)を所定の場所に貼って、試験の当日必ず持参してください。受験票がない場合又は受験票に写真が貼っていない場合は受験できません。

7 合格者の採用

合格者は、成績上位の方から原則として令和7年5月1日以降採用します。

なお、受験資格を欠くことが明らかになった場合(欠格事項に該当することになった場合など)、採用されません。

8 待遇等

(1) 報酬

A(整理)	1月あたりに支給される金額 168,609円(予定)	※人事院勧告等により 改定が行われる場合が あります。
諸手当等	通勤手当に係る費用弁償、時間外勤務に係る報酬、期末・勤勉手当等がそれぞれ支給条件に応じて支給されます。	

※ 任期中の昇給はありません。

(2) 勤務日数・勤務時間・休暇等

勤務を要する日	週5日勤務
勤務時間	午前8時30分～午後4時30分
休日	土・日曜日、国民の祝日、年末年始、その他教育長の指定する日
休暇	任用期間や勤務日数に応じて、年次有給休暇が付与されるほか、特別休暇が条件に応じて取得できます。
勤務場所	会津若松市歴史資料センター（会津若松市城東町）他
福利厚生	条件に応じて健康保険、厚生年金、雇用保険、公務災害補償の適用があります。

(3) 服務

服務	信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務等の地方公務員法の規定の適用を受けます。また、分限及び懲戒についても同様です。営利企業等への従事（兼業）については、職務に専念する義務や信用失墜行為の禁止等の観点から、制限する場合があります。
----	---

9 その他

- (1)この試験で、事務補助員に採用されても、会津若松市職員（任期の定めのない職）採用に際して、いかなる優先権をも与えるものではありません。
- (2)本試験は、市民の方々の貴重な税金を使って実施します。試験を申し込まれた方は、必ず受験されるようお願いいたします。
- (3)申込み時等に提出された書類は、一切返却いたしません。
- (4)その他、不明な点は会津若松市役所教育委員会文化課にお問い合わせください。

会津若松市役所教育委員会文化課文化財グループ
(追手町第二庁舎)

〒965-0873 会津若松市追手町2番41号

TEL 0242 (39) 1305 内線 3142・3144

<https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/>